

【参考】学校感染症と出席停止の基準 (R6.9月改訂)

感染症	出席停止の基準
新型コロナウィルス感染症	発症の翌日から 5 日経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良ければ登校可能
ウイルス性肝炎 A 型・E 型	肝機能正常化後登校可能
ウイルス性肝炎 B 型・C 型	出席停止不要
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

